

6 いじめ問題への対応ルール

レベルⅠ

〈事 例〉

- 特定の児童が触った物を「〇〇菌が付いた。」等と言って汚物を扱うように嘸し立てる。その児童自身に触ることも極端に嫌がる。
- 登下校中、後ろから小石を投げたり、突いたりする。また、荷物を持たせたり急に走り出して一人にしたりする。

被害児童について

- ・「無口になり、表情がさえない。」「悪口を言われても、愛想笑いをしている。」等表情に変化が現れる。
- ・理由のはっきりしない欠席、早退、遅刻がある。
- ・本人やその保護者、その友達等から訴えがあり深刻な状況である。場合は、レベルⅡ以上にする。

〈対応例〉

- 管理職への報告。学年、学級、児童指導主任と協力して指導。
- 問題行動対策会議等で共通理解を図り、管理職の指導の下、全校体制「〇〇菌」等と言われない指導を徹底し、再発防止に努める。

レベルⅡ

- 数人でわざと聞こえるように悪口を言ったり、「死ね」「学校へ来るな」等の手紙を机などに入れたりする。
- 「約束だ～しろ」と命令したり「～しないと殴るぞ」等と脅したりする。

被害児童について

- ・通院治療が必要な傷や打撲のあとがあったり体調不良を訴えたりした。
- ・理由がはっきりしない欠席が続いた。
- ・強い精神的苦痛があると思われる。
- ・自殺をほのめかすような発言がある。

場合は、レベルⅢ以上にする。

- 管理職への報告を行い学年、学級、児童指導主任、管理職で指導。
- 個別に事実を確認し、指導する。また、学級(学年・全校)で行為の卑劣さを訴える。

レベルⅢ

- 学級の児童全員が被害児童を「無視する」「話をしない」等の仲間はずれをする。また、数名の児童が他の児童が見ている状態で「殴る、蹴る、ぶつかる」等の暴力を振るう。被害児童は、治療のため通院するようになり、以後休みがちになる。

被害児童について

- ・殴られた結果打撲や裂傷を負い通院治療や入院治療が必要になる。
- 場合は、レベルⅣ以上にし、教育委員会の指示を受ける。

- 今後の指導について保護者と学年学級担任、教育相談担当、児童指導主任、管理職を交え、被害児童を全面的に守る姿勢を示し、相談・支援をする。同時に周辺児童への指導をする。またスクールカウンセラー及びサポートセンターとも連携しながら指導計画を立案し、全教職員で共通理解を図り、学校・家庭で指導を強化する。

教育委員会への報告を行う。
(報告・連絡・相談)